



# 消費生活サポーターだより

No. 20

発行 平成31年3月

長野県消費生活サポーターの皆様こんにちは。

今月も、皆様の啓発活動に少しでも参考となるよう情報をお知らせしますので、ぜひ活用していただきますようお願いします。

今年度もあと少しとなり、平成から次の新しい元号へとバトンタッチまでカウントダウンとなりました。

桜の花のたよりもまもなくのようですが、気温の変化もありますので、健康には十分にご留意ください。

~~~~~ 今月号のもくじ ~~~~~

## 1 送付資料(啓発資料)から

◎独立行政法人国民生活センター（詳細は別紙参照）

「見守り新鮮情報 第329号～第331号」、「子どもサポート情報第140号」

◎長野県発行資料

「メールマガジン3月号」、「くらしまる得情報春号」

## 2 情報掲示板(お知らせ)

◎30年度の活動報告書の提出をお願いします。

消費生活サポーター設置要領第9条の規定により、年度終了後、活動内容について活動報告書の提出を4月30日までをお願いすることとなっております。

期限までに必ず提出をお願いします。記載例等を参考にいただき、身近なところでの声かけなど、活動の様子を広く御報告をお願いします。

## 3 活動紹介(こんな活動が行われています!)

2月に実施しました見守り活動推進研修会（消費生活サポーター研修会）において、発表いただいた啓発活動の様子を紹介します。

## 4 知っておきたい参考情報

新年度のスタートにあたり、引っ越しも多くなる時期、賃貸住宅の退去時のトラブルについて紹介します。

## 1 送付資料(啓発資料)から 詳細は別紙の啓発資料を参照ください。

◎独立行政法人国民生活センター発行資料

「見守り新鮮情報 第 329 号」「遺品整理サービス 契約内容をよく確認」

「見守り新鮮情報 第 330 号」「簡単に高額収入を得られません「情報商材」のトラブル」

「見守り新鮮情報 第 331 号」「ラグビーワールドカップ 2019 日本大会チケット購入は公式サイトで」

「子どもサポート情報 第 140 号」「賃貸住宅のトラブルを防ぐためには」

## 2 情報掲示板(お知らせ)

◎30 年度の活動報告書の提出をお願いします。

消費生活サポーター設置要領第 9 条の規定により、年度終了後、活動内容について活動報告書の提出を 4 月 30 日までをお願いします。

記載例等を参考にさせていただき、身近なところでの声かけなど、小さなことと考えずに活動の様子を広く御報告をお願いします。

様式を添付します。紙ベース、電子データでの提出どちらの方法でも結構です。

電子データでの提出の場合には、スペースを適宜追加して使用してください。

活動内容に応じて、区分していただくよう今年度の実績の報告から、

様式が変更になりました。区分が難しい活動はその他の欄へ記載をお願いします。

なお、2019 年度の活動で既に予定されているものがありましたら、あわせて、その他の欄への記載で結構ですので、御報告をお願いします。



### <活動報告書記載例>

#### (1) 消費者への啓発、消費者教育の実施に関する活動事例

○自治会の集まりの際に、最近多い特殊詐欺の手口(オレオレ詐欺の事例について)話題にして、留守番電話対策を勧めた。

○家族で久しぶりに集まった際に、特殊詐欺対策の合言葉の確認を行った。 など

#### (2) 消費者トラブルの相談窓口への誘導に関する活動

○近所の一人暮らしの女性から、電話で以前に購入してもらったとあって、海産物を送ると電話があつたが、前に購入したことはよく覚えていない。本当に送られてきたらどうしようかと相談があり、消費生活センターに相談するよう案内した。など

#### (3) 地域における見守り活動への参加、協力に関する活動

○回覧板を持って行った際には、高齢の一人暮らしの男性に、不審な電話勧誘などに気をつけるよう、変化がないかできるだけ声かけをするようにした。 など

#### (4) 消費生活に関する講座等への参加に関する活動

○消費者大学を受講した。 など

### 3 活動紹介(こんな活動が行われています！)

2月に県内9会場で見守り活動推進研修会とあわせ研修会を開催しました。当日日頃の活動を発表いただきました。様子を紹介します。



2月20日 中野会場

中野市消費者の会の皆さん  
特殊詐欺をテーマにした紙芝居の発表  
被害の抑止件数を紹介いただくなど  
最新の情報の紹介がありました。

2月20日 長野会場 更埴防犯協会連合会の皆さん  
特殊詐欺被害防止啓発の出前防犯教室様子の一部を  
紹介いただきました。キーボードの演奏による替歌  
の披露など、会場と一体になりながら、進められました。



2月25日佐久会場

軽井沢町防犯組合連合会  
「劇団かりす」の皆さん  
佐久地域の方言を使い  
親しみやすくわかりやすく  
特殊詐欺の手口の紹介  
がありました。  
体操の披露も印象に残る  
ものでした。



2月21日飯田会場

県弁護士会消費者問題対策委員会の  
先生により、3つの詐欺事件の手口を  
犯人役、騙される父親役になり、紹介  
いただきました。次々に騙される手口  
の紹介がありました。

2月25日上田会場

生活協同組合コープ  
ながのの理事の皆さんにより県内各地で実施されている  
学習会の様子の一部を発表いただきました。未遂に終わった  
特殊詐欺の事例の寸劇の発表を行っていただきました。



2月28日松本会場 松本市城東地区サポーターズのお二人に当日3人の方に加わっていただき  
最近の新しい手口の詐欺の事例を紹介していただきました。登場人物は肖像画のように見事に  
描かれていました。パネルを使うことで参加者とも一緒に発表できるよう配慮されていました。

## 4 知っておきたい参考情報

新年度のスタートにあたり、賃貸住宅の退去時のトラブルを防ぐために気をつけたいことについて紹介します。

口多く発生するトラブルの事例 ～全国消費生活相談員協会ホームページから～

### 事例1 原状回復をめぐるトラブル

2～3年間住んだアパートを退去したら、「敷金だけでは修理代が足りない」ので不足分を支払うよう請求があった。クロスの張替え、畳の表替え、ふすまの張替え、ハウスクリーニングなどで敷金13万円の他に5万円の請求があった。掃除もきちんとしていたのに、納得できない。

国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」では、原状回復とは、借主が通常でない使い方、住まい方をしている劣化したものは、家賃の中に含まれているといった考え方で、借主の負担はないとされています。

特約として、修理代などが決められていた場合でも、特約の必要性や合理的な理由があり、貸主と借主双方が特約に確認し納得していることが、特約の有効性の前提となります。

○原状回復をめぐるトラブルとガイドラインから抜粋

|    | 貸主負担                                     | 借主負担                                                |
|----|------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 区分 | 基本的な考え方                                  |                                                     |
|    | 通常の使い方での生じた破損や経年変化による劣化                  | 通常の使い方の範囲を超えていた使用で生じた破損や損耗                          |
| 畳  | 畳の変色                                     |                                                     |
| 床  | フローリングの色落ち<br>床、カーペットに残った家具の跡<br>画鋲、ピンの跡 | 借主の不注意による床の変色、色落ち<br>くぎ穴、ねじ穴の補修（下地ボードの張替えが必要な程度の補修） |
| 壁  | テレビ、冷蔵庫の背面の黒ずみ<br>（電気やけとされるもの）           | クーラーの水漏れによる腐食                                       |

まずは、ガイドラインを参考に交渉しましょう。詳細につきましては、国土交通省のホームページ

を確認ください。[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk3\\_000020.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000020.html)

### 事例2 申込金の返金について

賃貸アパートを借りようと物件を見に行き、とてもきれいで気に入った。仲介業者は「人気の物件なので、押さえておくためいくらでもいいから申込金を入れて」といわれ、手持ちの2万円を渡した。大家の返事はまだだが、予定していた保証人が見つからなかった。「キャンセル」したいと言うと、申込金は返せないと言われた。本当にそうなのか

申込金とは一般的に、申込みがあったことの証明として支払うもので、申込の優先順位を確保するためのもの。手付金とは、契約金の一部として受け渡しされるお金で、契約を交わした後に支払うものです。よって申込金＝手付金ではないこととなります。

契約が成立しているかどうか判断の基準となります。貸主の承諾がまだであれば契約は成立していないこととなります。申込、承諾があって契約が成立します。契約が成立する前に支払った申込金なら、契約不成立の場合は返金を求めることができます。まず払う前には、預り証をもらい、いつまでキャンセルできるかをしっかり確認しましょう。

来年度以降も引き続き皆様に参考となるようホットな情報を届けてまいります。



3年間多くのサポーターの皆様とお話をさせていただき、さまざまな思いに接することができ、学ばせていただくことがたくさんありました。大変にお世話になりました。

引き続き皆様の活動への御理解・御協力をお願い申し上げます。ありがとうございました。（小泉記）

電話：026-223-6770 FAX：026-223-6771

電子メール：kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp



しあわせ信州